

資料編

1 審議経過

■ 諮問文

諮問第4号
平成17年7月20日

世田谷区清掃・リサイクル審議会 様

世田谷区長 熊本 哲之

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 今後のごみ・資源の収集形態のあり方について

1 諮問事項

今後のごみ・資源の収集形態のあり方について

2 諮問理由

世田谷区は、ごみ・資源の収集方法について、平成12年の清掃事業の区への移管を契機とした資源分別回収の全区展開をはじめ、高齢者等訪問収集の実施、早朝収集の拡大や家庭ごみ夜間収集の実験など、区としての改善の取組みを進めてきました。その結果、清掃事業の区移管前と比較してごみの収集量は約17%の減量となり、リサイクル率は約2.5倍となるなどの成果があがっています（平成15年度）。

さらに、世田谷区は平成17年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、向こう10か年の廃棄物施策の方向性を明らかにし、ごみ排出量を平成15年度に比べ平成26年度に15%減量することを目標として、ごみの発生・排出抑制に取り組むことを示しています。

また、国においては、平成17年5月、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正し、一般廃棄物の発生量及び質に応じた処理方法や処理体制の選択、効率的な事業の実施、経済的インセンティブを活用した排出抑制・再生利用等の推進等の方向性を示しました。

このような状況にあって、一般廃棄物処理基本計画の目標を確実に達成し、区民要望に応じていくためには、区民・事業者・区の適切な役割分担により、ごみ減量の促進につながり、一層効率的で効果的な事業運営を進めることが必要となっています。このことから、世田谷区の現状やこれまでの取組み、世田谷区を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、今後のごみ・資源の収集形態のあり方についてご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。

■ 世田谷区清掃・リサイクル審議会審議経過

回	開催日	内 容
第1回 審議会	平成17年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴及び資料の取扱いの確認 ・ 清掃・リサイクル事業の概要聴取
第2回 審議会	7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問「今後のごみ・資源の収集形態のあり方について」 ・ 諮問事項の審議
第3回 審議会	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項の審議
第1回 起草会議	10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理 ・ 中間まとめの構成イメージ検討
第2回 起草会議	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ（案）の検討
第4回 審議会	12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめ（案）のとりまとめ
	平成18年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申の中間まとめ
第5回 審議会	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめへの区民意見に対する審議会としての考え方の検討
第6回 審議会	6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間まとめへの区民意見に対する審議会としての考え方の整理
第7回 審議会	7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方の検討
第8回 審議会	9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（原案）の検討
	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（原案）
第9回 審議会	10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（原案）への区民意見に対する審議会としての考え方の検討
第10回 審議会	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申（原案）への区民意見に対する審議会としての考え方の整理 ・ 答申（案）の検討
	12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

■ 世田谷区清掃・リサイクル審議会委員名簿

学識経験者	◎ 後藤 逸男	東京農業大学 教授
	◇ 山田 正人	国立環境研究所 主任研究員
	◇ 松波 淳也	法政大学 教授
	◇ 薮田 雅弘	中央大学 教授
区民代表	○ 倉本 俊幸	世田谷区町会総連合会
	◇ 堀池 有	ごみ減量・リサイクル推進委員会
	三 瓶 恵美子	世田谷区消費者団体連絡会
	小 林 桂子	区民委員
	しお 塩 谷 良 一	区民委員
	◇ 竹 尾 紀子	区民委員
事業者代表	◇ 三 田 達三	東京商工会議所世田谷支部
	しの 篠 原 真 一	世田谷区商店街連合会
	おか 岡 田 のぶ たか 孝	社団法人世田谷工業振興協会
	おお 大 谷 かず ひこ 彦	世田谷区農業青壮年連絡協議会
	あ 阿 部 こう 光 じ 司	日本チェーンストア協会関東支部

◎会長 ○副会長 ◇起草委員

(敬称略)

■ 今後のごみ・資源の収集形態のあり方について 答申（中間まとめ）（概要版） （平成18年1月）

検討の背景

国においては、平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法をはじめ、拡大生産者責任^(注)の考え方を基本とする環境・廃棄物関連の法制度の整備が行われてきました。平成17年5月、国は廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、ごみの量や質に応じた処理方法や処理体制、効率的な事業の実施、経済的手法を活用した排出抑制やリサイクルの方向性を示しました。

区は、平成17年度スタートした一般廃棄物処理基本計画において区民1人1日あたりのごみ排出量を10年間で15%減らす目標を掲げています。この目標を達成し、区民要望に応じていくためには、ごみ・資源の収集形態について、社会状況の変化や地域特性等を踏まえ、あり方に立ち返った検討が必要になっています。

検討の視点

世田谷区清掃・リサイクル審議会は、ごみ・資源の収集形態の検討にあたり、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な社会」の実現に寄与することを基調に、主として以下の3つの視点から検討を進めています。

《視点1 ごみの減量につながること》

資源の分別によるごみ減量だけではなく、ごみの発生そのものを減らし、総ごみ量（ごみ収集量＋資源回収量）の減量に寄与するしくみとすることが必要です。

《視点2 区民の理解と協力が得られること》

ごみや資源の問題は、日々の生活や事業活動に密接に関連したものであることから、世田谷の地域特性に合った、区民の皆さんの理解と協力が得られるような収集形態とすることが重要です。

《視点3 経費や負担が適切であること》

効果と費用のバランスを勘案し、効率的な事業推進を図るとともに、事業者と自治体との役割分担の見直しなどの動向も見極めつつ、区民のごみ減量努力やごみ量に応じた負担など、経済的手法のあり方についても検討する必要があります。

収集形態に関する選択肢の提示

中間まとめの段階では、収集の場所や頻度、分別の区分、ごみ処理手数料の有料化を含む負担のあり方などに関し、審議会として複数の選択肢を18～19ページに示し、現行の収集形態と比較したメリットやデメリットを明らかにすることとしました。これにより、ごみの減量という最終目標を実現するための最も有効な手段（複数の選択肢の組み合わせ）を見出すことをめざします。

なお、いずれの手法を導入する場合も共通して留意すべき事項についても20ページに示しました。

(注) 拡大生産者責任：生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみになった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方。経済協力開発機構(OECD)により提唱され、わが国では、「循環型社会形成推進基本法」に明記された。

●収集の場所

現 状	選 択 肢
<p>●可燃・不燃ごみ ⇒集積所 * 戸建住宅の集積所は分散傾向</p> <p>●資源(びん、缶、古紙) ⇒集積所</p> <p>●資源 ⇒拠点・店頭 (集積所での分別回収品目以外の品目)</p> <p>* 上記のほか、区民主体の資源回収(集団回収)が行われ区も報奨金支給など集団回収団体への支援を行っている。</p>	<p>① 現行の継続 * 戸建住宅の集積所の分散化が進む</p> <p>② 可燃・不燃ごみ ⇒戸建住宅は戸別化 集合住宅は集積所 資源(例:びん、缶、古紙) ⇒集積所 資源(例:紙パック、廃食用油) ⇒拠点・店頭</p> <p>③ 可燃・不燃ごみ ⇒集積所(現行の継続) 資源(例:びん、缶、古紙) ⇒集積所 (集団(民間)回収に移行し、団体の申し出により行政の資源回収を休止する。) 資源(例:紙パック、廃食用油) ⇒拠点・店頭</p>

●分別の区分

現 状	選 択 肢
<p>●可燃ごみ</p> <p>●不燃ごみ * プラスチック類は不燃ごみ</p> <p>●資源(びん、缶、古紙) ⇒分別回収</p> <p>●資源 ⇒拠点・店頭回収 (集積所での分別回収品目以外の品目)</p>	<p>① 現行の継続 ただし、プラスチック類は、国・都方針を踏まえ、実証試験を行ったうえで可燃ごみに変更(23区方針) * ペットボトルは拠点・店頭回収</p> <p>② 可燃ごみ * 資源化しないプラスチック類は可燃ごみ 不燃ごみ 資源 ⇒ペットボトルの分別回収を追加</p> <p>③ 可燃ごみ * 資源化しないプラスチック類は可燃ごみ 不燃ごみ 資源 ⇒ペットボトル、容器包装プラスチックの分別回収を追加</p>

●負担のあり方

現 状	選 択 肢
<p>●可燃・不燃ごみ ⇒原則、無料</p> <p>●粗大ごみ ⇒有料 * 品目別手数料(有料シール方式)</p> <p>●資源(分別回収) ⇒無料</p> <p>●事業系ごみ・資源 ⇒有料</p> <p>* 手数料 区で収集する場合 家庭系・事業系とも1kgにつき28.5円 (家庭ごみのうち、多量(1日10kgを超える量)、臨時排出の家庭ごみは有料) 事業者が処理施設に持ち込む場合 1kgにつき12.5円</p>	<p>① 現行の継続 * 有料のごみ・資源は、処理コストに見合った負担</p> <p>② 可燃・不燃ごみ ⇒有料に変更 粗大ごみ ⇒有料 資源(分別回収) ⇒無料 事業系ごみ・資源 ⇒有料 * 有料のごみ・資源は、処理コストに見合った負担</p> <p>③ 可燃・不燃ごみ ⇒有料に変更 粗大ごみ ⇒有料 資源(分別回収) ⇒有料に変更 (ごみより低額に設定) 事業系ごみ・資源 ⇒有料 * 有料のごみ・資源は、処理コストに見合った負担</p>

ごみ減量		区民の利便性	区民の負担	行政の負担	環境負荷
(収集ごみ量)	(排出責任)	(排出しやすさ)	(実費)	(経費)	(収集運搬のCO2排出量)
→	↗	↗	/	↗	↗
変わらない	戸建住宅は排出者が特定されるため、排出責任が重くなる	戸建住宅は高まるが、集合住宅は変わらない		集積所の分散化により収集運搬効率が下がり経費が増す	集積所の分散化により収集運搬効率が下がるため車両台数が増す
→	↑	↗		↑	↑
他自治体の事例ではごみ量は横ばいである	戸建住宅は排出者が特定されるため、排出責任が重くなる	戸建住宅は高まるが、集合住宅は変わらない	/	戸別化により収集運搬効率が下がり経費が増す	戸別化により収集運搬効率が下がるため車両台数が増す
↗	→	↘	/	↘	—
ごみに資源の混入が増す	変わらない	資源の集積所までの距離が遠くなる	/	集団(民間)回収への移行、資源回収の休止により収集運搬経費が減る	比較が困難

ごみ減量	区民の利便性		区民の負担	行政の負担	環境負荷(注)
(収集ごみ量)	(ごみ減量の選択肢)	(分別の手間)	(実費)	(経費)	(収集運搬のCO2排出量)
→	→	→	/	→	→
変わらない	変わらない	分別数は変わらない		資源回収、選別・保管にかかる経費は変わらない	変わらない
↘	↗	↗		↗	↗
ごみに混入するペットボトル分が減量される	選択肢が増す	分別の手間が増す	/	資源回収、選別・保管にかかる経費が増す	分別回収に伴う車両台数が増す
↓	↑	↑	/	↑	↑
ごみに混入するペットボトル、容器包装プラスチック分が減量される	選択肢がさらに増す	分別の手間が増える(容器包装プラスチックは多種多様で分別に迷う場合がある)	/	資源回収、選別・保管にかかる経費が増大する	分別回収に伴う車両台数がペットボトル以上に増す

(注)プラスチックの処理全体の環境負荷については資料編P.49～54を参照

ごみ減量	区民の負担		行政の負担	環境負荷	
(収集ごみ量)	(減量の動機付け)	(排出の手間)	(実費)	(経費)	(収集運搬のCO2排出量)
→	↘	→	→	→	→
変わらない	排出量の多少にかかわらず税金でまかなわれているため減量の動機付けは弱い	変わらない	変わらない	変わらない	変わらない
↘	↗	↗	↗	↘	↘
他都市事例によるとごみ減量が見込まれる	ごみを減らした分だけ節約できるため減量の動機付けは高まる	指定袋又は指定ごみ処理券を購入し排出しなければならない	ごみの排出に新たな負担がかかる	ごみの減量により財政負担が減る	ごみ量が減るため収集運搬車両の減少が見込まれる
↓	↑	↑	↑	↓	↓
ごみのほか資源においても減量が見込まれる	ごみのほか資源についても減量の動機付けが高まる	資源においても指定袋又は指定ごみ処理券を購入し排出しなければならない	ごみのほか資源の排出にも新たな負担がかかる	ごみ、資源の減量により財政負担がさらに減る	ごみ量、資源回収量も減るため収集運搬車両の減少がさらに見込まれる

共通して留意すべき事項

●地域コミュニティにおける取組みについて

地域コミュニティにおけるごみ減量リサイクルの観点から、区民の皆さんが主体となった資源回収のしくみを構築することが必要です。区は、ごみを出す区民の目線に立ち、ごみ減量の大切さなどに関する普及啓発や区民主体の資源回収の支援などにより、こうした取組みを促進する必要があります。

●拡大生産者責任の考え方について

拡大生産者責任の考え方に基づき、ものの流れの川上に位置する製造・流通部門も視野に入れ、生産、消費の両面からごみを出さないことを目指した取組みを進めることが重要です。

●プラスチックの取扱いについて

プラスチックの取扱いを不燃ごみから可燃ごみに変更するという23区方針について、審議会においては、区民に安全性や環境面での説明を十分行う必要があることを指摘した上で、循環型社会形成推進基本法の主旨に則り、分別区分全体について検討を進めることとしました。

●収集の頻度について

今回、収集場所についての選択肢を提案するにあたっては、その内容がより分かりやすくなるよう、収集頻度を一定とすることを前提としてメリット、デメリットを示しています。収集の回数(頻度)は、収集場所の設置密度と密接な関係があることを考慮し、適切な水準を見極めることが必要です。

●収集の時間について

自分の出したごみにそれぞれが責任を持てるような仕組みづくりの中で、収集の時間に関しては、早朝・日中・夜間など収集する時間帯のあり方と、収集時間の定時化(定時収集)の両面から、他の項目と併せて検討することが必要です。

最終まとめ(答申)に向けた今後の検討の進め方

「環境に配慮した持続可能な社会」という一般廃棄物処理基本計画の基本理念を実現するために、区は、一人ひとりの区民・事業者が暮らしや事業活動を見直す契機となり、波及効果のある取組みを展開する必要があります。具体的には、ごみ減量の重要性や取組みの効果などを分かりやすくPRし、清掃・リサイクル事業に関する情報の効果的な提供・公開により説明責任を果たすことが重要です。

この「中間まとめ」についても、パブリックコメントやアンケート調査など、幅広く意見を聴くことにより、来年度に予定する当審議会の最終答申に向け、さらに検討を進める必要があります。その際は、ごみの減量目標を確実に達成するため、様々な取組みについて、期待される効果をできる限り量的に推計し、目標の達成スケジュールや道筋を明らかにすることが重要と考えています。

* 中間まとめについてのご意見・ご提案をお寄せください。

このリーフレットにはさみ込みのハガキ、封書または区のホームページ(条例・計画へのご意見)により、平成18年3月31日までに審議会事務局(下記)あてお願いします。

今後のごみ・資源の収集形態のあり方について(中間まとめ)

(概要版)

平成18年1月発行

世田谷区清掃・リサイクル審議会

事務局:世田谷区清掃・リサイクル部計画担当課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 電話(03)5432-1111(代表)



■ 中間まとめに対する区民意見（概要）

- 1 意見募集期間 平成 18 年 3 月 5 日（日）～平成 18 年 3 月 31 日（金）
- 2 提出方法別の件数
・意見募集は、区のおしらせ等に掲載した中間まとめの概要に対する自由意見（パブリックコメント）形式で行っている。

意見提出者数		1 4 1 件
内訳	ハガキ（特集号）	1 2 2 件
	ハガキ（概要版等）	5 件
	Eメール	1 4 件

- ・意見総数 1 9 6 件
- 3 主な意見
・いただいたご意見の中から代表的なものを掲載し、趣旨を損ねない範囲で要約・表現の統一等を加えている。

（1）審議会として選択肢を提示した項目

● 収集の場所 3 2 件

現行の継続（集積所での収集の継続） 5 件

- ・収集にあたる人員等、経費負担が増えるため集積所でよい。（2）
- ・住民間の協力体制ができているため集積所収集を崩さないでほしい。
ほか意見 2 件

戸建住宅での収集の戸別化 2 7 件

- ・戸別収集にして責任の所在を明確にすべき。（12）
- ・環境の美化等に期待できるため、戸別収集にすべき。（4）
- ・住民生活の利便性を保つために費用をかけてでも戸別収集すべき。（3）
- ・戸別収集にすれば、きちんと分別されると思う。（2）
ほか意見 6 件

● 分別の区分 5 2 件

現行の継続（ペットボトルは拠点・店頭回収） 1 1 件

- ・ペットボトルやトレイ等はスーパーで回収すべき。（4）
- ・スーパーやコンビニのペットボトル回収箱を増やしてほしい。（3）
- ・スーパーの回収ボックスは目立つ場所に設置すべき。（2）
- ・スーパーやコンビニに回収ボックス設置を義務づけるべき。
- ・スーパーやコンビニに回収シュレッダーを設置してはどうか。

ペットボトルは分別回収 23件

- ・店頭を持ちこむのは不便なので分別回収してほしい。(12)
- ・ペットボトルは分別回収すべき。(8)
- ・分別回収すれば回収率が向上する。
- ・コンビニの回収ボックスが少ないので分別回収してほしい。
- ・ペットボトルは施設を整備して回収すべき。

ペットボトル・容器包装プラスチックは分別回収 18件

- ・トレイ等容器包装プラスチックは、分別回収すべき。(13)
 - ・プラスチックの再利用を進めるため、回収してほしい。(2)
 - ・ペットボトルやトレイも回収してほしい。(2)
- ほか意見1件

● 負担のあり方 35件

現行の継続（可燃・不燃ごみは原則無料） 5件

- ・住民税を払っているうえに、さらに費用負担させるのはどうか。
- ・生活費の負担が大きくなるため、ごみの有料化には反対。
- ・ごみ処理は公共サービスとして行うべきで単なるごみの有料化は問題。
- ・経費収支が明らかにされない限り有料化には反対。
- ・容器包装リサイクルのしくみが整った時点で検討すべき。

可燃・不燃ごみを有料に変更 15件

- ・単身者や若い世帯へのごみの減量意識を高めるためには必要。
 - ・ごみ問題に関心ない人へのきっかけになるので賛成である。
 - ・負担は増すが、だからこそごみを減らす意識は強まる。
- 手法等の提案を含めほか意見12件

条件付きで可燃・不燃ごみを有料に変更 14件

- ・戸別収集にして個人の責任を明確にし有料化すべき。(2)
 - ・有料化するのであれば料金の徴収システムに工夫が必要(袋方式、シール方式)。(2)
 - ・ごみの有料化はごみ減量に有効だが、効果に見合う減税も必要。
 - ・国に生産段階からの取組みを求めた上での実施はやむを得ない。
 - ・コスト分析を行った上で有料化すべき。
- ほか意見7件

可燃・不燃ごみ・資源を有料に変更 1件

- ・無料のものに混在して排出される恐れがあるためすべて有料にすべき。

(2) 審議会としていずれの手法を導入する場合も留意すべき事項として示した項目

● 拡大生産者責任の考え方について 40件

事業者による発生抑制(リデュース)の方策に関する意見 23件

- ・容器包装を少なくするよう各業種に働きかけるべき。(14)
- ・ペットボトルの使用を抑制する方法を考えるべき。(4)
- ・メーカー側に「包装を減らす」こと等を義務づけるべき。(3)
- ・スーパーやコンビニにレジ袋を使わないよう働きかけてほしい。(2)

事業者自らによる回収システムの構築に関する意見 13件

- ・ペットボトルやトレイの回収義務をメーカーや販売者に課すべき。(5)
- ・飲料容器などは、メーカー(生産者)や販売店が有料で回収するデポジット方式にするよう働きかけるべき。(5)
- ・事業者に対し、弁当容器の回収を働きかけてほしい。(2)
- ・企業に対し、再資源・再使用のルート、原材料の単純化、素材表示の義務化等を要請すべき。

関係者の役割分担の見直し等に関する意見 4件

- ・スーパーやコンビニのレジ袋を有料とするよう働きかけるべき。(2)
- ・自治体と消費者の努力と責任のみに留まらず、メーカーの責任も求めてほしい。(2)

● プラスチックの取扱いについて 26件

焼却に前向きな意見 6件

- ・プラスチックは石油と同様の良い燃料資源なので、埋め立てよりも焼却処理すべき。
 - ・プラスチックは、清掃工場の燃料にしたらどうか。
 - ・プラスチックは、埋めるより可燃ごみとして扱ってほしい。
- ほか意見3件

焼却に反対する意見 10件

- ・プラスチックも燃やすとダイオキシン類などの有害物質の排出や焼却炉内に残留する心配もあるので反対である。(5)
- ・プラスチックは焼却しないでほしい。(4)
- ・プラスチック焼却は、安全確保のため無害化に使用する薬剤等が増え、焼却処理経費が増大するのではないか。

その他の意見・要望 10件

- ・プラスチックを可燃ごみにした場合の自然界への負荷等の調査を行った上で決定し、その説明を行うべき。(3)
 - ・プラスチックの焼却については、住民合意を含め、慎重な議論を進めてほしい。
- ほか意見6件

● **収集の頻度、収集回数について 4件**

- ・プラスチック類を可燃ごみにすると、不燃ごみは減るので、隔週の収集が良いと思う。
- ・可燃ごみ、不燃ごみともに週1回が良いと思う。
- ・不燃ごみを週2回にして可燃ごみを週1回にしたら良いと思う。
- ・収集は、現行のままが良い。

● **収集の時間について 6件**

- ・収集の時間は、早朝・日中・夜間として自分の都合がよいときに出せるのがよい。(2)
- ・夜間(夜中)に収集したらどうか。(2)
- ・収集時間は定時化してほしい。
- ・夜間のごみ出しは放火の心配があり夜間収集には反対する。

(3) 区への意見・要望

● **生ごみ対策について 22件**

- ・例：家庭での生ごみ処理の促進、生ごみの水切りの徹底等

● **情報提供・環境学習について 12件**

- ・例：分別方法のPR、コスト情報の提供、環境学習等

● **分別の徹底について 11件**

- ・例：分別指導の徹底等

● **衣類等の回収について 5件**

- ・例：古着・古布の回収の拡大

● **その他の意見・提案 16件**

- ・例：資源の持ち去り、カラス対策、不法投棄対策等

(4) その他、意見募集の方法 1件

■ 中間まとめに関する区政モニターアンケートの集計結果

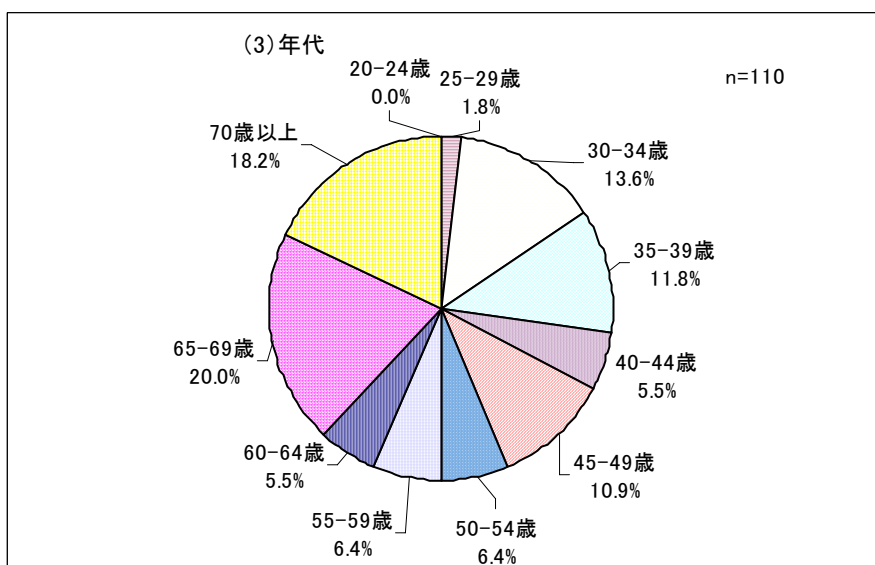
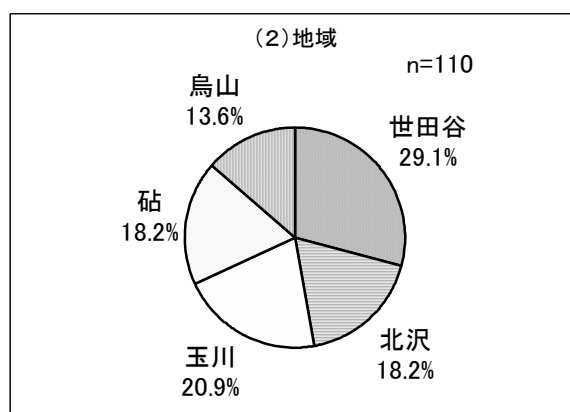
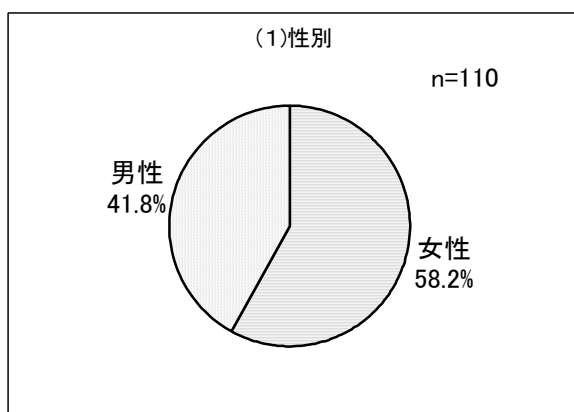
1. 調査目的

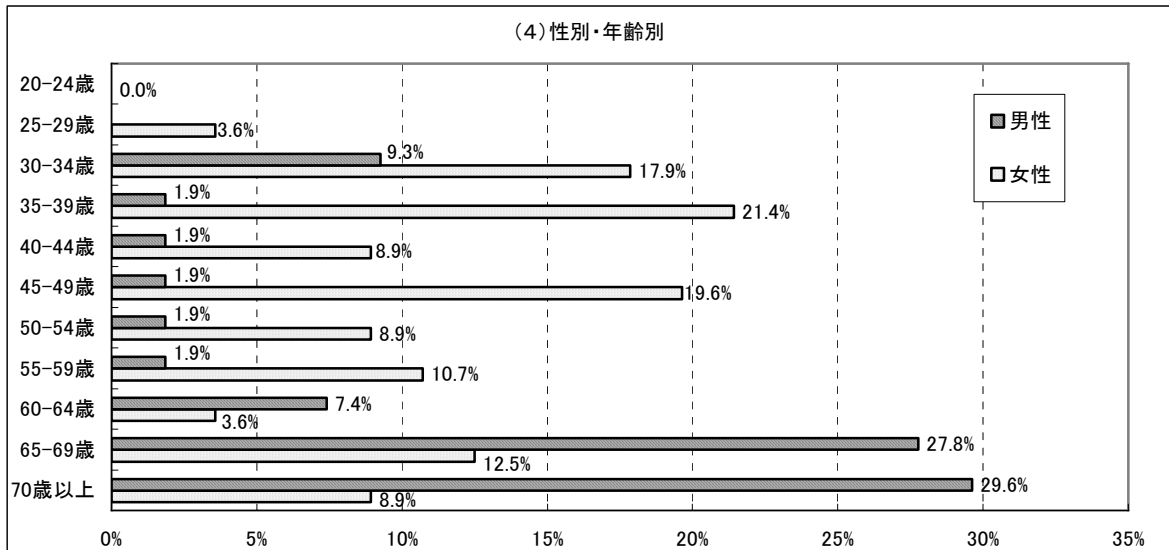
世田谷区清掃・リサイクル審議会では、今後のごみ・資源の収集形態のあり方に関して検討中であり、「中間のまとめ」をとりまとめ、平成18年度に最終答申を予定している。今回のアンケート調査は、今後の審議会での参考とする。

2. 調査設計

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 調査対象 | 第11期世田谷区区政モニター |
| (2) 対象数 | 138人 |
| (3) 調査方法 | 郵送配布ー郵送回収法及びEメールによる送受信 |
| (4) 調査期間 | 平成18年3月3日～3月15日 |
| (5) 有効回答数 | 110(79.7%) |

3. 標本構成





4. アンケート結果

数値のみかた

- (1) 数値については全て百分比(%)で表示する。
- (2) 百分比は回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、本文および図表の数字はすべて小数点第2位を四捨五入してある。したがって比率の合計が必ずしも100%にならない場合がある。同様にいくつかの選択肢の小計が、本文中の数字と合致しない場合がある。
- (3) 複数回答の設問は、すべての比率が100%を超えることがある。
- (4) 特に断りがない場合、全ての設問のn値は110である。

【ごみや資源の収集場所や収集回数について】

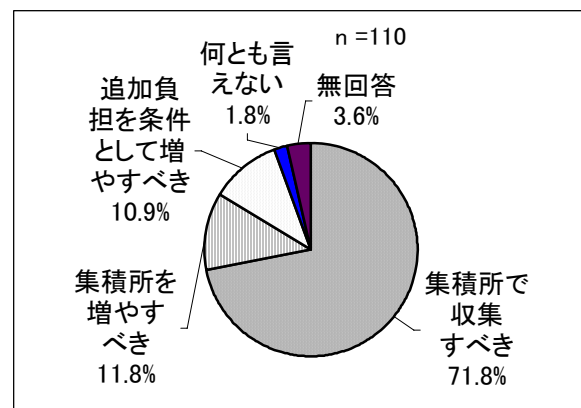
現在、世田谷区では可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、古紙・ガラスびん・缶は週1回集積所で収集しています。また、ペットボトルはスーパー、コンビニ等小売店の店頭や公共施設の回収ボックスで収集しています。

戸建住宅の戸別(玄関先)での収集や、収集時間帯の定時化などきめ細かな収集は、ごみ出しの利便性、マナーの向上が期待される一方、収集経費の増加につながる可能性があります。

【参考】定時化:一定の時間帯を決めてごみを収集し、その時間帯までに排出していただく方法

問1 ごみ(可燃ごみと不燃ごみ)を出す場所は どこが適当だと考えますか。(答えは一つ)

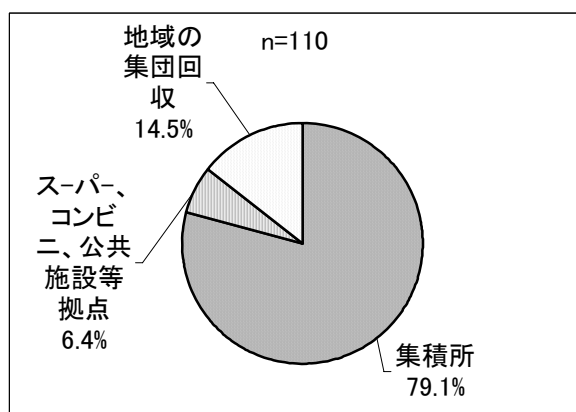
1. これまでどおりの集積所で収集すべきである
2. 税金でまかなう経費が増えても、集積所を戸別に設けるなどして増やすべきである
3. 追加の経費負担(家庭ごみ収集の有料化)を条件に、集積所を戸別に設けるなどして増やすべきである
4. 何とも言えない



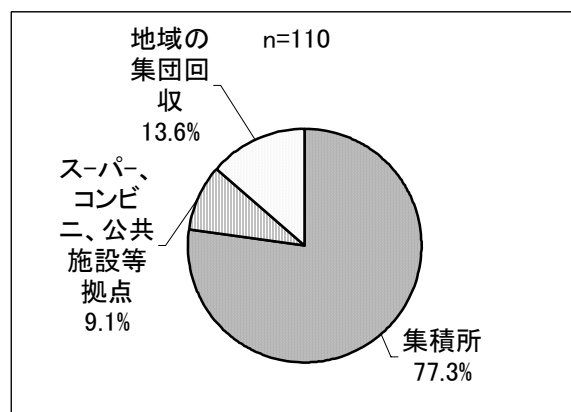
問2 資源を出す場所はどこが最も適当だと考えますか。収集区分(古紙、ガラスびん・缶、ペットボトル)ごとにお答えください。(答えは一つ)【参考】アンダーライン(下線)は現行の方法です。

- (1)古紙 1. 集積所 2. スーパー、コンビニ、公共施設等の拠点 3. 地域の集団回収
 (2)ガラスびん・缶 1. 集積所 2. スーパー、コンビニ、公共施設等の拠点 3. 地域の集団回収
 (3)ペットボトル 1. 集積所 2. スーパー、コンビニ、公共施設等の拠点 3. 地域の集団回収

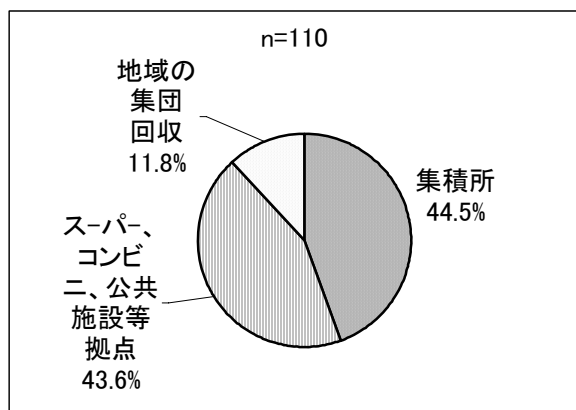
(1)古紙



(2)ガラスびん・缶



(3)ペットボトル

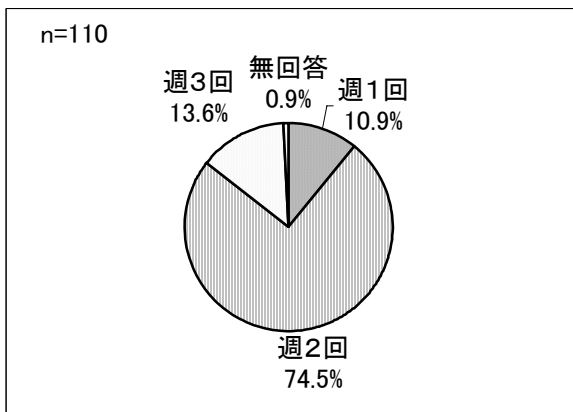


問3 集積所(又は戸別)で収集する場合の収集回数ほどのくらいが適当だと考えますか。収集区分(可燃ごみ、不燃ごみ、古紙、ガラスびん・缶、ペットボトル)ごとにお答えください。(答えは一つ)

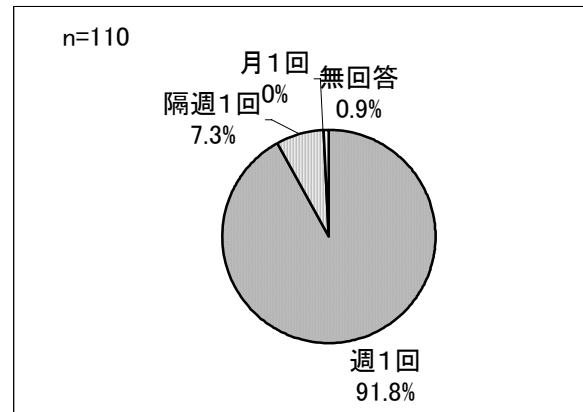
【参考】アンダーライン(下線)は現行の方法です。

- (1)可燃ごみ 1. 週1回 2. 週2回 3. 週3回
 (2)不燃ごみ 1. 週1回 2. 隔週に1回 3. 月に1回
 (3)古紙 1. 週1回 2. 隔週に1回 3. 月に1回
 (4)ガラスびん・缶 1. 週1回 2. 隔週に1回 3. 月に1回
 (5)ペットボトル 1. 週1回 2. 隔週に1回 3. 月に1回

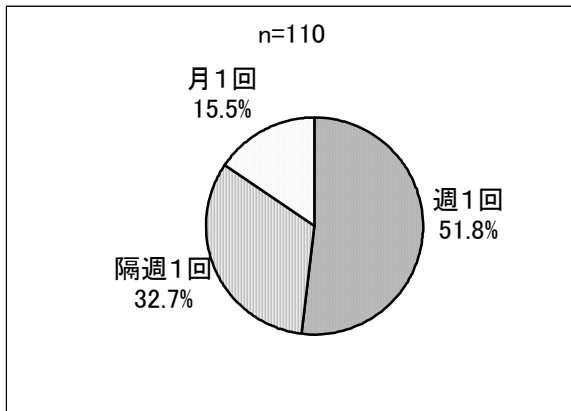
(1) 可燃ごみ



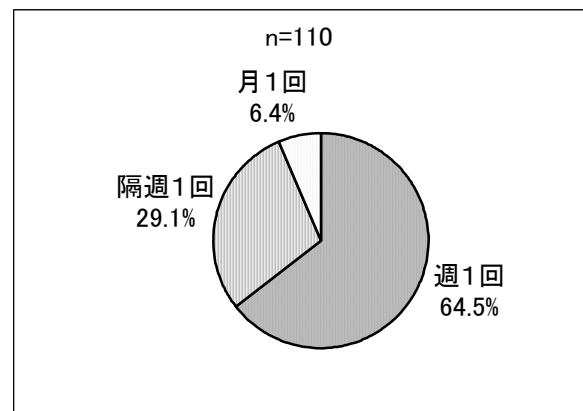
(2) 不燃ごみ



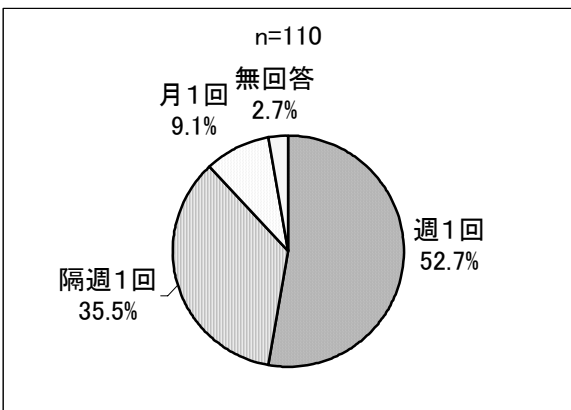
(3) 古紙



(4) ガラスびん・缶



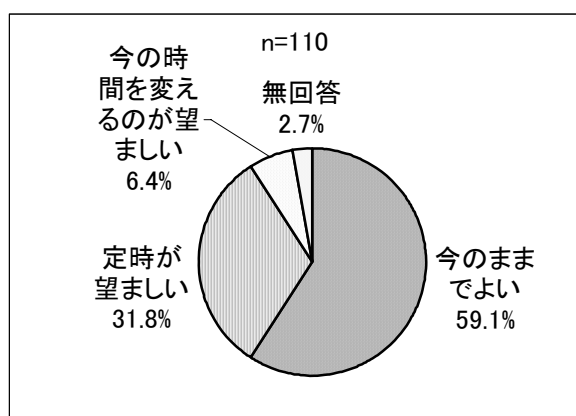
(5) ペットボトル



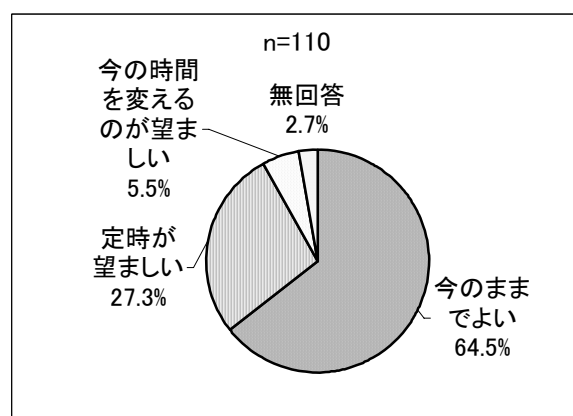
問4 集積所(又は戸別)で収集する場合の収集時間帯についてどのように考えますか。収集(可燃ごみ・不燃ごみ、古紙、ガラスびん・缶、ペットボトル)ごとにお答えください。(答えは一つ)

- (1) 可燃ごみ・不燃ごみ 1. 今のままでよい 2. 定時(一定の時間帯)が望ましい
 3. 今の時間を変えることが望ましい
- (2) 古紙 1. 今のままでよい 2. 定時(一定の時間帯)が望ましい
 3. 今の時間を変えることが望ましい
- (3) ガラスびん・缶 1. 今のままでよい 2. 定時(一定の時間帯)が望ましい
 3. 今の時間を変えることが望ましい
- (4) ペットボトル 1. 日中(午前又は午後) 2. 定時(一定の時間帯)が望ましい
 3. 日中以外の時間が望ましい

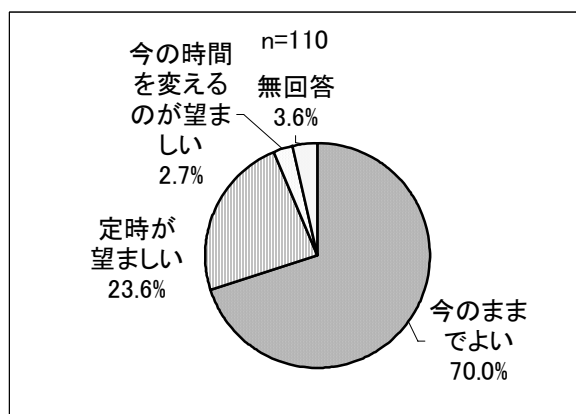
(1) 可燃ごみ・不燃ごみ



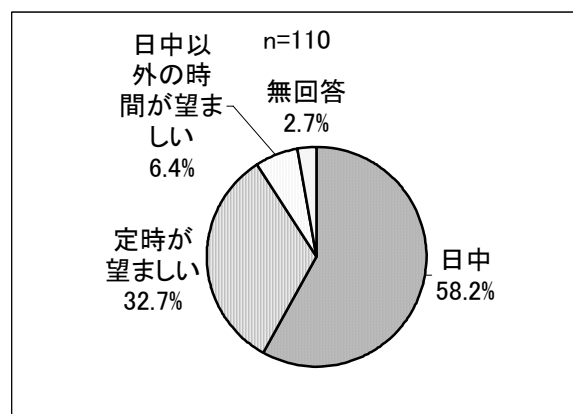
(2) 古紙



(3) ガラスびん・缶



(4) ペットボトル



【ごみや資源の分別区分について】

東京 23 区では、不燃ごみの多くを東京港内の最終処分場に埋立処分しています。現状のまま推移した場合、埋立可能な年数はあと 30 年と言われており、処分場の延命化が課題となっています。

そのため 23 区では、不燃ごみ全体の約 6 割を占めるプラスチック類について、再生利用を進めるとともに、実証試験を行った上で分別区分を可燃ごみに改めて熱エネルギーとして回収し、発電などに利用する方針をまとめたところです。



(資源化しきれず埋立処分されている廃プラスチック)

問5 プラスチック類を熱回収する場合、現在スーパー、コンビニ等小売店の店頭や公共施設の回収ボックスで収集しているペットボトルはどのように取り扱うのが適当だと考えますか。(答えは一つ)

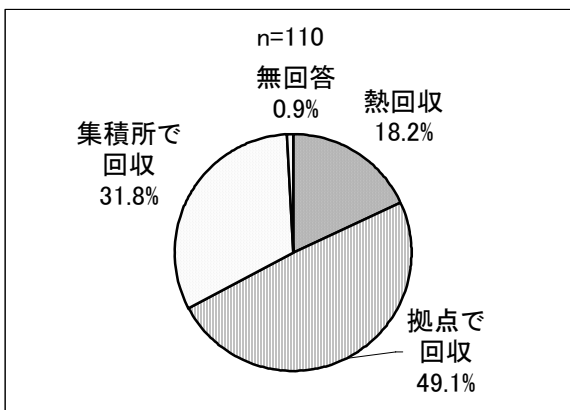
【ペットボトルとは】しょうゆ、清涼飲料や酒類など、「PET」の表示があるプラスチック製ボトル

【参考】1kg のごみ・資源を処理するのにかかる金額(平成 15 年度)

可燃、不燃、粗大ごみ 54 円 古紙 23 円

ガラスびん 57 円 缶 105 円 ペットボトル 166 円

1. 分別収集せずに、他のプラスチックと同様に熱回収すべき
2. 現状のまま、スーパー、コンビニ、公共施設等の拠点で回収すべき
3. 経費がかかっても、集積所で資源として分別回収すべき

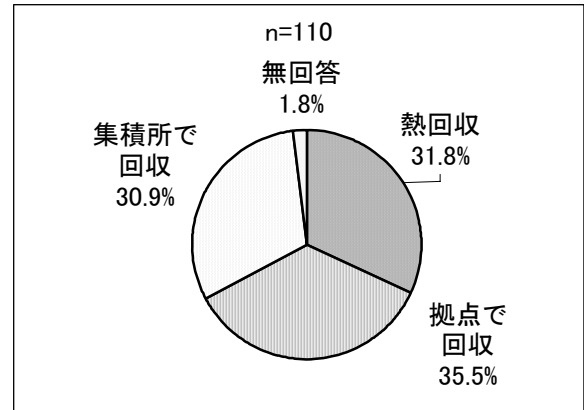


問6 プラスチック類を熱回収する場合、現在不燃ごみとして収集している容器包装プラスチックはどのように取り扱うのが適当だと考えますか。(答えは一つ)

【容器包装プラスチックとは】

- ・ 容器包装プラスチック: シャンプーのボトル、食品の包装や袋など、「プラ」の表示があるプラスチック製容器包装
- ・ 容器包装プラスチック以外のプラスチック: おもちゃ、バケツ、文房具など、「プラ」の表示のないプラスチック製品

1. 分別収集せずに、他のプラスチックと同様に熱回収すべき
2. スーパー、コンビニ、公共施設等の拠点で回収すべき
3. 経費がかかっても、集積所で資源として分別回収すべき



【ごみ処理経費について】

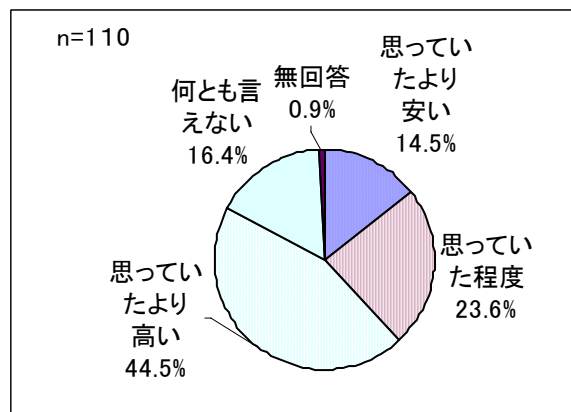
現在、世田谷区では、ごみの処理やリサイクルに年間約 84 億円の費用を要しています。区内 1 世帯あたりでは月 1700 円(1 世帯あたり平均 2.0 人 区民 1 人あたりでは月 850 円)の費用がかかっており、大部分は税金によりまかっています。

- 【参考】**
- ・区的一般会計(平成 16 年度)歳出決算額 2216 億円のうち清掃・リサイクル関係経費は約 84 億円で、全体の約 3.8%を占めています。
 - ・光熱水費は、1 世帯あたり全国平均で電気代: 月 8200 円、ガス代: 月 4200 円、上下水道料: 月 5400 円となっています。

(総務省統計局調査による 1 世帯あたり全国平均 3.4 人)

問7 ごみの処理やリサイクルにかかる経費について、どのように思いますか。(答えは一つ)

1. 思っていたより安い
2. 思っていた程度
3. 思っていたより高い
4. 何とも言えない



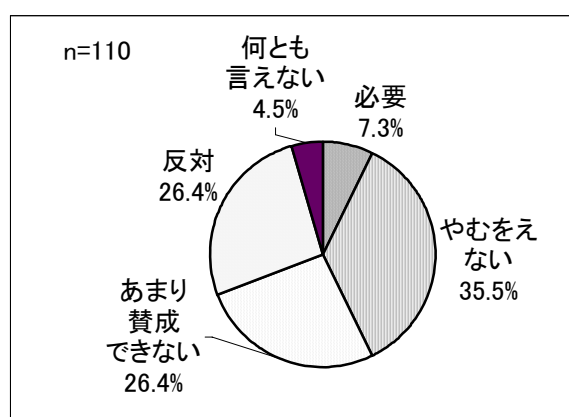
【家庭ごみ有料化について】

現在、世田谷区を含む23区では、粗大ごみや事業系ごみは有料で収集しています。環境省が全国の市町村を対象にした調査では、全国の4割以上で家庭ごみの収集を有料化しているとの回答がありました。身近な例で、東京多摩地域では半分以上の15市が家庭ごみの有料化を実施しており、導入により、1割以上のごみが減量される効果があったとの結果が出ています。

【参考】家庭ごみ有料化は、ごみ減量施策の一つとして実施されており、排出者(住民)に対し適正な費用負担を求めることで、排出者の当事者意識を高めるとともに減量努力を経済的利益として享受できるため、費用負担の公平公平化にもつながると考えられています。

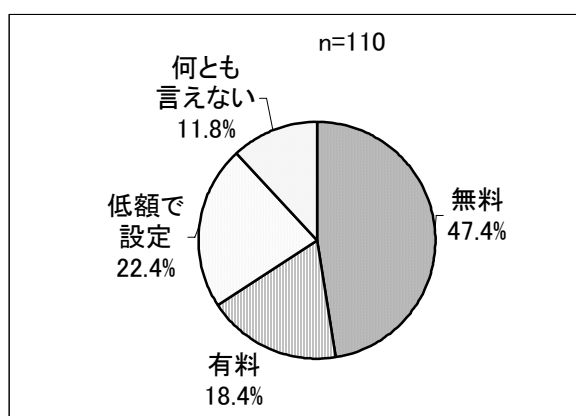
問8 ごみの減量やリサイクルをより効果的に進めるため、家庭ごみの収集を有料化する市町村が増えていますが、家庭ごみ収集の有料化についてどのように考えますか。(答えは一つ)

1. 有料化は必要である
2. 有料化はやむをえない
3. 有料化はあまり賛成できない
4. 有料化には反対である
5. 何とも言えない



問9 問8で1、2又は3と回答された方にお伺いします。家庭ごみを有料化する場合、その際の資源の取扱いについてどのように考えますか。(答えは一つ)

1. 可燃ごみ、不燃ごみは有料とするが、リサイクル促進のため資源は無料とする
2. 可燃ごみ、不燃ごみに加え、経費のかかる資源も、ごみと同様に有料とする
3. 可燃ごみ、不燃ごみに加え、資源も有料とするが、資源はごみより低額の設定とする
4. 何とも言えない



■ 今後のごみ・資源の収集形態のあり方について 答申（原案）（概要版）

（平成18年9月）

検討の背景

区は、平成12年度から清掃事業の実施主体として事業を円滑に実施するとともに、区独自のリサイクル事業や普及啓発の充実・展開を図ってきました。その結果、清掃事業の区移管前（平成11年度）と比べて、区民1人あたりのごみ収集量は約20%の減量、リサイクル率^(注1)は6.3%から17.4%となる成果をあげています（平成17年度）。また、区民1人あたりのごみ収集量は23区平均と比較して約5%少ない量となっています。

さらに、平成17年3月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、区民1人1日あたりのごみ排出量を10年間で15%減らす目標を掲げています。この目標を達成し区民要望に添えていくためには、ごみ・資源の収集形態について、社会状況の変化や地域特性等を踏まえた検討が必要になっています。

国においても、平成12年に施行された循環型社会形成推進基本法をはじめ、排出者責任と拡大生産者責任^(注2)の考え方を基本とする環境・廃棄物関連の法制度の整備が行われてきました。平成17年5月、国は廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、ごみの量や質に応じた処理方法や処理体制、効率的な事業の実施、経済的手法を活用した排出抑制やリサイクルの方向性を示したところです。

検討の視点

世田谷区清掃・リサイクル審議会は、ごみ・資源の収集形態の検討にあたり、世田谷区一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な社会」の実現に寄与することを基調に、主として以下の3つの視点から検討を進めました。

〈視点1 ごみの減量につながること〉

資源の分別によるごみ減量だけではなく、ごみの発生そのものを減らし、総ごみ量（ごみ収集量＋資源回収量）の減量に寄与するしくみとすることが必要です。

〈視点2 区民の理解と協力が得られること〉

ごみや資源の問題は、日々の生活や事業活動に密接に関連し、環境に関する学習にもつながるものであることから、世田谷の地域特性に合った、区民の皆さんの理解と協力が得られるような収集形態とすることが重要です。

〈視点3 経費や負担が適切であること〉

効果と費用のバランスを勘案し、効率的な事業推進を図るとともに、事業者と自治体の役割分担の見直しなどの動向も見極め、区民のごみ減量努力や排出量に応じた負担など、経済的手法のあり方についても検討する必要があります。

収集形態に関する選択肢の提示と審議会の提言

審議会では、検討の中間まとめの段階で、収集の場所、分別の区分、ごみ処理手数料の有料化を含む負担のあり方などに関し、複数の選択肢を提示し、現行の収集形態と比較したメリットやデメリットを明らかにしました。この中間まとめに関して区民意見を募集するとともに、区政モニターを対象にアンケート調査を行い、それらの意見を参考に検討・審議し、審議会としての提言をとりまとめました（裏面）。

なお、いずれの手法を導入する場合も共通して留意すべき事項についても併せて示しました。

(注1) リサイクル率 = $\frac{\text{資源回収量}^*}{\text{ごみ収集量} + \text{持込ごみ量} + \text{資源回収量}^*}$ * 資源回収量: 集団回収量、分別回収量、拠点回収量の合計

(注2) 拡大生産者責任: 生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみになった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方。経済協力開発機構(OECD)により提唱され、わが国では、「循環型社会形成推進基本法」に明記された。

《収集の場所について》

審議会としては、現行の集積所での収集を基本とすべきものと考えます。ただし、地域の实情により集積所を共同で使用する事が難しい場合には、集積所の分散化を許容することを提言します。

《分別の区分について》

審議会としては、排出者責任と拡大生産者責任の観点から、ペットボトル及び容器包装プラスチックについて、現行の拠点・店頭での回収を継続・拡充することを優先し、可能な限り資源として有効活用することを提言します。

《負担のあり方について》

審議会としては、家庭ごみの有料化はごみの減量や環境負荷の低減に有効な手法である一方、多くの区民には新たな負担となることから、まず、区民への分かりやすい説明が重要であり、その上で、有料化による収入をごみ減量施策に活用するなど区民の目に見える形で還元することが大切であると考えます。

検討にあたっては、ごみ減量に向けた意識醸成や行動促進の重要性を踏まえ、区民の意見を十分聴くとともに、23区全体との連携を図りながら、処理原価や負担能力に応じたきめ細かな手数料の設定に留意するなど、幅広い視点から検討を進めることを提言します。

共通して留意すべき事項

●地域コミュニティにおける取組みについて

地域コミュニティにおけるごみ減量・リサイクルの観点から、区民の皆さんが主体となった資源回収のしくみを構築することが必要です。区は、ごみを出す区民の目線に立ち、ごみ減量の大切さなどに関する普及啓発や区民主体の資源回収の支援などにより、こうした取組みを促進する必要があります。

●拡大生産者責任の考え方について

ごみを出さないことを目指した取組みは、生産(製造・流通部門)、消費の両面から進めることが重要です。区も、事業者の主体的な取組みの促進に向け、推奨すべき事例の紹介などを進めることを提言します。

●プラスチックの取扱いについて

プラスチックの取扱いを「不燃ごみ」から「資源または可燃ごみ」に変更するという23区方針について、審議会としては、安全面や環境面への影響等について、区民への説明と情報公開を行ったうえで、分別マナーが徹底されるような施策を講じることを提言します。

●収集の頻度について

他自治体の事例を参考に、分別区分の変更に伴うごみ・資源の排出量に応じた収集回数を設定することを提言します。また、収集場所の設置密度や収集の頻度、収集する品目によりますが、区民が直接持ち込むことができるような拠点の整備についても検討する必要があります。

●収集の時間について

収集する時間帯(早朝・日中・夜間など)の面では、夜間収集について商店街など繁華街地区を中心とする取組みを促進する方向が望ましいと考えます。収集時間の定時化の面では、可能な限り収集時間の安定化を目指すことを基本に、他の項目と併せて検討することが必要です。

審議会としては、可能な限りの定時化を図りながら、地域でのごみの排出形態の实情に合わせた収集の時間帯とすることを提言します。

* 答申(原案)についてのご意見・ご提案をお寄せください。

ハガキ、封書またはFAX、電子メール(区のホームページ「条例・計画へのご意見」)により、平成18年10月15日までに審議会事務局(下記)あてお願いします。(様式は自由です)

今後のごみ・資源の収集形態のあり方について 答申(原案)
(概要版) 平成18年9月発行
世田谷区清掃・リサイクル審議会
事務局: 世田谷区清掃・リサイクル部計画担当課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27 電話 (03) 5432-2925(直通)
FAX (03) 5432-3058



■ 答申（原案）に対する区民意見（概要）

1 意見募集期間 平成18年9月30日（土）～10月15日（日）

2 提出方法別の件数

- ・意見募集は、答申（原案）に対する自由意見（パブリックコメント）形式で行っている。

意見提出者数		33件
内訳	ハガキ	6件
	封書	2件
	Eメール	6件
	FAX	19件

・意見総数71件

3 主な意見

- ・いただいたご意見の中から代表的なものを掲載し、趣旨を損ねない範囲で要約・表現の統一等を加えている。

（1）中間まとめで選択肢を示し、今回審議会として提言を示した項目

● 収集の場所 6件

現行の継続（集積所での収集の継続）3件

- ・収集に要する人員等、経費が少なくてすむ集積所方式がよい。
- ・一定の面積ごとに集積所を設置すべき。
- ・現行の方式を大きく崩すことのないようにすべき。

戸建住宅での収集の戸別化 1件

- ・戸別収集にして責任の所在を明確にすべき。

その他 2件

- ・戸建住宅と集合住宅の集積所は分離すべき。
- ・集積所での収集を基本とし、高齢化への対応も含めフレキシブルな仕組みが必要。

● 分別の区分 15件

ペットボトルは分別回収 4件

- ・ペットボトルは分別回収すべき。（4）

ペットボトル・容器包装プラスチックは分別回収 7件

- ・容器包装プラスチックは分別回収すべき。（4）
- ・プラスチックは安易に焼却せず、分別回収すべき。（2）
- ・スーパーまで持っていかない人もいる。資源として分別回収すべき。

その他 4件

- ・分別区分は細分化すべき。(3)
- ・ペットボトルと食品トレイを区で回収すべき。

● 負担のあり方 5件

現行の継続（可燃・不燃ごみは原則無料） 2件

- ・家庭への負担が大きくなる家庭ごみの有料化は時期尚早である。
- ・家庭ごみの有料化には反対である。

条件付きで可燃・不燃ごみを有料に変更 2件

- ・ごみに対する個人の責任を明確にすべき。
- ・ごみの量に応じてごみを出す人が経費を負担すべき。

その他 1件

- ・清掃工場に持ち込まれる事業系ごみを減量するためにも、廃棄物処理手数料の水
準を見直す必要がある。

(2) いずれの手法を導入する場合も留意すべき事項として示した項目

● 地域コミュニティにおける取組みについて 1件

- ・もっと集団回収に力を入れるべき。

● 拡大生産者責任の考え方について 7件

事業者による発生抑制（リデュース）の方策に関する意見 2件

- ・税制による発生抑制が必要。
- ・過剰包装の改善が必要。

事業者自らによる回収システムの構築に関する意見 5件

- ・容器包装は、メーカーや販売店が回収する仕組みが必要。区として国や事業者
に働きかけるべき。(3)
- ・回収義務をメーカーや販売店に課すべき。
- ・発泡トレイの店頭回収を推進すべき。

● プラスチックの取扱いについて 16件

焼却に反対する意見 15件

- ・安全性や環境への影響の懸念がある。(3)
- ・プラスチックの焼却に心配、懸念がある。(3)
- ・プラスチックの焼却はやめてほしい。(3)
- ・世田谷・千歳清掃工場には、廃プラスチックを搬入すべきではない。(2)

- ・焼却より非意図的に生成される化学物質の懸念がある。
- ・排ガスの実態をよりリアルに把握する測定方法を採用すべき。
- ・ごみに対する意識が低下し、ごみが増える心配がある。
- ・プラスチック焼却は、安全確保のため使用する薬剤等が増え、処理経費が増大するのではないか。

その他 1件

- ・十分な説明や情報公開が必要。

● 収集の時間について 3件

- ・収集の時間は、午前中にしてほしい。(2)
- ・収集の時間は、現行を大きく崩すことのないようにすべき。

(3) 今後の進め方について

● 目標設定の枠組みについて 2件

- ・事業系ごみを除いた家庭ごみの減量目標を示すべき。
- ・目標達成に向け、進捗状況を月ごと、地域ごとなど、より分かりやすく公表することが必要。

(4) 審議会への意見・要望

- ・ごみ減量による焼却設備の減量が財政負担の軽減になるとの視点が必要。
- ・ごみ減量は、最終処分場の延命以上に、焼却による大気などの環境汚染の軽減が目標であるべき。

(5) 区への意見・要望

● 情報提供・環境学習について 6件

- ・ごみの出し方のPR、収集したごみ処理の流れの明示、コスト情報の明確化、ごみ減量・リサイクルの成果の分かりやすいPR（例：森林面積や節約できた電気代等）

● 分別の徹底について 2件

- ・分別指導の徹底、集合住宅のごみ出しの管理責任強化

● その他の意見・提案 6件

- ・生ごみの分別収集、古着・古布の回収、蛍光灯の分別収集、資源の持ち去り対策の強化、資源の国内循環等